

## マレーシアにおける印紙税の重要性

2022 年 9 月  
\*2026 年 8 月改訂  
One Asia Lawyers Group

マレーシア担当  
日本法弁護士 橋本有輝  
マレーシア法弁護士 Najad Zulkipli

### 1. 印紙税とは

日本と同様の感覚で「印紙税」と聞くと、「契約書に貼る収入印紙」という印象を抱くかもしれない。しかし、実はマレーシアにおいては、印紙税を適切に支払うことは実務上極めて重要である。

そこで、本稿では、この印紙税に焦点を当ててその正体を明らかにしてみたい。



マレーシアで印紙税 (Stamp Duty) とは、Stamp Duty Act 1949 (印紙税法) の別表 1 に規定された様々な書面に課税される税金である。基本的には、印紙税は、法律文書、ビジネス上の文書、金融関連文書等に課される。

この印紙税には、従価税と定価税の 2 種類がある。従価税の場合、支払うべき金額は書類の種類とその書類が取り扱う対象 (物・サービス) の価値によって異なる。固定税は、一般的に 1 つの書類あたり 10 リンギを支払うことを意味する。基本的には契約書が一定の支払われるべき金額に言及している場合は従価税が適用され、基本契約書のように支払われるべき金額が特定されない文書には RM10 が適用されるという理解でよいと思われる。なお、契約書が当事者数に応じて複数作成される場合は、2 通目以降は副本として一律 RM10 となる。

印紙税の対象となる文書は、マレーシア国内で調印された場合、その調印から 30 日以内に印紙税を支払うことが義務付けられている。マレーシア国外で調印された場合、マレーシア国内で当該文書が受領されてから 30 日以内に印紙税を支払う必要がある。例えば、日本の親会社とマレーシアの子会社との間でローン契約が締結された場合、子会社が先に署名を行った後、日本の親会社が日本において署名をした場合、当該ローン契約書はマレーシア国外で締結されたと評価されると考えられる。ついで、同契約書の原本がマレーシアに届けられた PDF でマレーシア子会社に共有された時点を基準に当該文書 (子会社側の保管文書)

以下では、マレーシアにおける印紙税の支払い手続きと、法律に従って証書や書類に印紙を貼ることの重要性について説明する。

### 2. 印紙税が課される証書・書類の例

- 2.1 印紙税法別表 1 には、印紙税の対象となる分類が規定されている。印紙税の対象となる書類の例としては、以下のようなものがある。



- a. 株式譲渡証書
- b. 不動産譲渡（土地・家屋・建物等の売買）の証書
- c. 契約書・合意書全般
- d. テナント契約、リース契約、レンタル契約書
- e. 有価証券関連文書

2.2 印紙税の税率は、書類の性質や取引額によって異なる。印紙税の計算例は次のとおりである。

|                               |                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非上場株式、市場性のある有価証券（例：会社法 105 条） | 支払われる対価の価格または客観的価値のいずれか大きい方につき、RM1,000 当たり RM3。<br>印紙税法上の非上場普通株式の評価方法としては、通常以下の 2 つの方法のうちどちらかが採用される。<br>- 純有形資産額、または<br>- 売却の対価額                                                  |
| サービス契約                        | サービスの価値に対して 0.1%。以前は 0.5%であったが、産業界の「高すぎる」という反対を受け 2021 年に減額された。                                                                                                                   |
| 金銭消費貸借契約                      | ローン金額の 0.5%。ただし、ただし、無担保で、かつ、返済が「請求時」または「一括返済」のいずれかで行われるリングット建てのローン契約の場合は 0.1%に減額される（Stamp Duty (Remission) [No.2] Order 2012）。                                                    |
| テナント契約書                       | (i) 1年未満の契約：年間家賃 250 リンギットにつき 1 リンギット<br>(ii) 1年以上 3 年未満の契約：年間賃料 250 リンギットにつき 2 リンギット<br>(iii) 3年以上の契約：年間家賃 250 リンギットにつき 3 リンギット<br>上記計算式は、年間賃料のうち RM2,400.00 を超過した金額についてのみ計算される。 |
| 雇用契約書                         | 10 リンギット（別表 1 の Item 4）。<br>ただし、2026 年 1 月 1 日以降に締結される雇用契約について、月額 RM3,000 以下の賃金を定める契約については、印紙税は免除されることが発表されている。                                                                   |

2.4 印紙税が免除される商品の例としては、以下のようなものがある。

- (i) 政府との契約（政府機関・省庁が締結する業務委託契約など）
- (ii) 中小企業が行う M&A に関連する文書<sup>1</sup>
- (iii) 関連会社間における財産または株式の譲渡に関連する文書<sup>2</sup>
- (iv) 政府によって随時発表される一定の免除措置（例：ローコスト住宅購入時の金融商品の免除、最初の住宅購入時の免除など。）

### 3. 文書や証書に印紙税を支払う重要性

#### 3.1 印紙税を支払っていない文書の有効性

印紙税法は、印紙税が支払われていない文書が法的に有効か否か、又は執行可能であるかどうかについては明確に述べていない。この印紙税の支払のない文書の有効性に

<sup>1</sup>印紙税（免除）（No.18）オーダー2021 [P.U (A) 502/2021] に基づく。

<sup>2</sup>1949 年印紙税法第 15 条 A 項による

関する法的見解は、*Malayan Banking Bhd v Agencies Service Bureau Sdn Bhd & Ors (1982) 1 MLJ 198* のケースで確立されており、それら文書は証拠としての許容性（証拠能力）が否定され、他方で当該文書を無効とするものではないとされている。したがって、契約上の権利等の主張は可能であるものの、法廷においては当該文書を証拠として提出することは認められないという位置づけになる。

したがって、マレーシアにおいて、何らかの契約を締結した場合は、必ず印紙税を支払うよう注意する必要がある。そうしなければ、いざトラブルとなった際に、裁判所において証拠として認められないことになってしまうからである。

### 3.2 罰則

印紙税法第 47A 条は、未納の証書は以下の通り罰金を定めている。なお、2025 年 1 月にペナルティは引き上げられている（下記は引き上げ後の数字）。

|               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 3 ヶ月以内に支払う場合  | RM50.00 または不足税額の 10% のいずれか大きい額。 |
| 3 ヶ月経過後に支払う場合 | RM100.00 または不足税額の 20% のいずれか多い額。 |

## 4. 印紙税支払の進め方

自己申告制度導入以前は、すべての申請は内国歳入庁（LHDN）が文書を確認し、その裁量により印紙税を決定し、評価通知（assessment notice）を発行していました。

しかし、2026 年以降自己申告制度が開始されました。同制度の下では、企業は会社に代わって申告手続きを行う代理人を指定し、その代理人は、対象文書をアップロードし、システム上の所定フォームを入力します。提供された情報に基づき、システムが自動的に印紙税額を計算します。各文書の申告は、提出時点で LHDN により評価されたものとして扱われます。

金額が確定しフォームが提出されると、納税者は支払いを行うことができ、その後システムが発行するスタンプ証明書を印刷します。当該証明書は、紙の文書に添付する必要があります。

## 5. 結論

弊社は、課税対象書類について、当該文書印紙税の対象となるかどうか、また適用される印紙税額を特定するためのアドバイスを提供します。また、印紙税の評価申請書を LHDN に提出し、それに基づいて発行される証明書のため印紙税の支払いを申請する登録代理人でもあります。

印紙税に関連するサービスについてのお問い合わせは、お気軽にご連絡ください。

### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的

に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者紹介 >

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p><b>橋本祐樹</b><br/> <b>One Asia Lawyers Malaysia</b><br/> <b>弁護士（日本）</b></p> <p>2005 年神戸大学法学部卒業、2008 年関西学院大学法科大学院修了、同年司法試験合格、その後日本で独立し、3つの事務所を持つ法律事務所の代表弁護士を務める。建設業、不動産管理業、システム開発業、地方自治体、政党等、幅広い業種の顧問を務める。主な分野は、商業・企業アドバイザー業務、不動産処分・買収、技術ベースの契約交渉など多岐にわたる。ワンアジア・ロイヤーズに入所後は、主に一般的な企業法務、ジョイント・ベンチャー、M&amp;A、事業譲渡、株式資本の再編、海外投資、規制遵守、コーポレート・ガバナンス、雇用法、労働法関連のクロスボーダー取引の構築と処理に注力している。</p> <p><a href="mailto:yuki.hashimoto@oneasia.legal">yuki.hashimoto@oneasia.legal</a></p> |
|  | <p><b>Farhatun Najad Zulkipli</b><br/> <b>One Asia Lawyers Malaysia</b><br/> <b>弁護士（マレーシア）</b></p> <p>マレーシアの弁護士で、主に一般企業および商業分野において、個人および企業内での実務経験がある。様々なプロジェクト実施契約、企業施設、不動産取引、雇用契約、規制遵守についてアドバイスを提供。2021 年 9 月より One Asia Lawyers に参加し、マレーシアの法令に関わる法務に関するアドバイスを提供。</p> <p><a href="mailto:najad.zul@oneasia.legal">najad.zul@oneasia.legal</a><br/> +81 90 3904 1122</p>                                                                                                  |